

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定が令和6年3月1日に施行され、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行が開始されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され（令和5年政令第347号）、新たに手数料を徴収する事務が追加されることを受け、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

戸籍関係手数料を改定する。（別表関係）

- (1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、「磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除籍に記録されている事項」との表記を「戸籍証明書又は除籍証明書」に改めるとともに、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額（1件につき戸籍は450円、除籍は750円）とする。
- (2) 電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加する。
 - ア 戸籍に係る発行手数料の額は、1件につき400円とする。
 - イ 除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円とする。
- (3) 戸籍の届書の画像を電子化した上で届書等情報として作成し、証明書等の交付又は閲覧が可能であることを受け、それらの交付又は閲覧に係る手数料の額を、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付又は閲覧と同額（交付は1件につき350円、閲覧は1件につき350円）とする。

第3 施行期日

令和6年3月1日

岩見沢市条例第 1 号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表戸籍、住民基本台帳関係等手数料の部第 1 項を次のように改める。

1	戸籍関係手数料	
	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通につき 4 5 0 円
	(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 4 0 0 円
	(3) 除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1 通につき 7 5 0 円
	(4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 7 0 0 円
	(5) 戸籍記載事項証明書の交付	1 件につき 3 5 0 円
	(6) 除籍記載事項証明書の交付	1 件につき 4 5 0 円
	(7) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 3 5 0 円 ただし、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1, 4 0 0 円とする。
(8) 届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	1 件につき 3 5 0 円	

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。